

【第8期 段階別介護保険料年額】

段 階	対 象 者		
		保険料 調整率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.30	28,080
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.50	46,800
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	0.70	65,520
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.95	88,920
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円超の人	1.00	93,600
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	112,320
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	121,680
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	140,400
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	1.60	149,760

【次回は介護サービスごとの給付費の推移をお知らせします】

"藤里町地域包括支援センター"

藤里町地域包括支援センターでは、一般介護予防事業の取り組みとして「まち自慢クラブ」を実施しています。その他、男性による予防教室「をとこ組」など、今後も多くのメニューを提供いたしますので、積極的な参加をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 藤里町地域包括支援センター（総合福祉センター内） ☎ 79-3100

自宅介護をサポート 家族介護継続支援事業

◆家族介護用品の支給

支給対象者及び上限額が変更になりました。昨年度までは要介護4又は5の方を介護されている家族でしたが、R3年度から保険料（第6～第9段階）の方は支給対象外となり、年間上限額60,000円、月額5,000円となりました。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113